

変更しない事項は空欄

(A4)
2 3 0

変更届出書
(第一面)

↓ 変更する事項を○で囲む

下記のとおり、
① 商号又は名称 (2) 代表者又は個人 (3) 役員 (4) 事務所 (5) 政令第2条の2で定める
使用人 (6) 専任の宅地建物取引士 について変更がありましたので、宅地建物取引業法第9条の規定により届
け出ます。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

島根県知事 殿

届出者 商号又は名称 島根県不動産株式会社

商号・主たる事務所・代表者の変更
の場合は変更後の内容を記入 →

郵便番号 (6 9 0 - 8 5 0 1)
主たる事務所の
所在地 島根県松江市殿町1番地

氏 名 島根 太郎
(法人にあつては、代表者の氏名)
電話番号 (0 8 5 2) 9 9 - 9 9 9 9
ファクシミリ番号 (0 8 5 2) 9 9 - 9 9 9 9

* 印の欄には記入しないこと

受付番号	受付年月日	届出時の免許証番号
*	*	3 2 (1)

項番

◎商号又は名称

11	変更年月日	R	〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日
変更後	フリガナ	シ マ ネ ケ ン フ ト ヲ ウ サ ン カ プ シ キ カ イ シ ャ	
	商号又は名称	島 根 県 不 動 産 株 式 会 社	
	変更前	フリガナ 〇〇フドウサンカプシキガイシャ 商号又は名称 〇〇不動産株式会社	

確認欄
*

◎代表者又は個人に関する事項

変更区分
1. 就退任
2. 氏 名

12	変更年月日	R	〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日
変更後	役名コード	0 1	
	登録番号		
	フリガナ	シ マ ネ タ ロ ウ	
	氏 名	島 根 太 郎	
	生年月日	S	4 1 年 0 5 月 0 5 日
変更前	変更年月日	R	〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日
	役名コード	0 1	
	登録番号		
	フリガナ	シ マ ネ シ ヲ ロ ウ	
	氏 名	島 根 次 郎	
生年月日	S	4 5 年 1 1 月 1 3 日	

就任する人

退任する人

確認欄
*

受付番号

*

届出時の免許証番号

3 2

(1)

項番 ◎役員に関する事項 (法人の場合)

変更区分

21

変更年月日 年 月 日

1 1. 就退任

2. 氏 名

役名コード 登録番号 フリガナ 氏 名 生年月日 年 月 日変更年月日 R 年 月 日

役名コード 0 2 ←役名コード参照

登録番号 ←取引士登録している場合は明記

フリガナ マ ツ エ タ ロ ウ

氏 名 松 江 太 郎

生年月日 S 4 2 年 8 月 1 日

確認欄

*

就任する者がいない場合は変更前のみ記入

項番

変更区分

21

変更年月日 年 月 日

1. 就退任

2. 氏 名

役名コード 登録番号 フリガナ 氏 名 生年月日 年 月 日変更年月日 年 月 日役名コード 登録番号 フリガナ 氏 名 生年月日 年 月 日

確認欄

*

受 付 番 号	届出時の免許証番号																
* <table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>							<table><tr><td>3</td><td>2</td><td>()</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	3	2	()							
3	2	()															

項番

30

事 務 所 の 別	1	1. 主たる事務所	2. 従たる事務所	* 事務所コード			
事務所の名称	本店						

◎事務所に関する事項

変更区分

- 2 1. 新設・廃止
2. 名称・所在地

31

変 更 年 月 日	R			年			月			日
事 務 所 の 別	1	1. 主たる事務所	2. 従たる事務所	* 事務所コード						
事務所の名称	島 根 県 不 動 産 株 式 会 社									
郵便番号	6	9	0		8	5	0	1		
所在地市区町村コード	3	2	2	0	1	6	島根 県 松江 市			
所 在 地	殿 町 1 番 地									
電 話 番 号	0	8	5	2	—	9	9	—	9	9
従事する者の数				3						

主たる事務所の所在地は
商業登記簿に記載のある
所在地と同じとする

所在地市区町村コード

松江市322016、浜田市322024、出雲市322032、益田市322041
大田市322059、安来市322067、江津市322075、雲南市322091

変 更 年 月 日	R			年			月			日
事務所の名称	島根県不動産株式会社									
所 在 地	島根県松江市殿町8番地									

確認欄

*

◎政令第2条の2で定める使用人に関する事項

変更区分

1. 就退任
2. 氏 名

32

変 更 年 月 日				年			月			日
登 録 番 号										
フリガナ										
氏 名										
生 年 月 日				年			月			日

変 更 年 月 日				年			月			日
登 録 番 号										
フリガナ										
氏 名										
生 年 月 日				年			月			日

確認欄

*

備 考

1 各面共通関係

- ① 届出者は、*印の欄には記入しないこと。
 ② 「届出時の免許証番号」の欄は、免許権者については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入することとし、信託会社及び信託業務を兼務する銀行については、（記入例）イに従うこと。

（記入例） ア

3	2
---	---

 (5)

					1
--	--	--	--	--	---

 [島根県知事 (5) 第1号の場合]

（記入例） イ

9	9
---	---

				5	0
--	--	--	--	---	---

 [国土交通大臣届出第50号の場合]

0 0 国土交通大臣	1 6 富山県知事	3 2 島根県知事	5 1 北海道知事（石狩）
	1 7 石川県知事	3 3 岡山県知事	5 2 北海道知事（渡島）
0 2 青森県知事	1 8 福井県知事	3 4 広島県知事	5 3 北海道知事（檜山）
0 3 岩手県知事	1 9 山梨県知事	3 5 山口県知事	5 4 北海道知事（後志）
0 4 宮城県知事	2 0 長野県知事	3 6 徳島県知事	5 5 北海道知事（空知）
0 5 秋田県知事	2 1 岐阜県知事	3 7 香川県知事	5 6 北海道知事（上川）
0 6 山形県知事	2 2 静岡県知事	3 8 愛媛県知事	5 7 北海道知事（留萌）
0 7 福島県知事	2 3 愛知県知事	3 9 高知県知事	5 8 北海道知事（宗谷）
0 8 茨城県知事	2 4 三重県知事	4 0 福岡県知事	5 9 北海道知事（網走）
0 9 栃木県知事	2 5 滋賀県知事	4 1 佐賀県知事	6 0 北海道知事（胆振）
1 0 群馬県知事	2 6 京都府知事	4 2 長崎県知事	6 1 北海道知事（日高）
1 1 埼玉県知事	2 7 大阪府知事	4 3 熊本県知事	6 2 北海道知事（十勝）
1 2 千葉県知事	2 8 兵庫県知事	4 4 大分県知事	6 3 北海道知事（釧路）
1 3 東京都知事	2 9 奈良県知事	4 5 宮崎県知事	6 4 北海道知事（根室）
1 4 神奈川県知事	3 0 和歌山県知事	4 6 鹿児島県知事	
1 5 新潟県知事	3 1 鳥取県知事	4 7 沖縄県知事	

- ③ 「変更年月日」及び「生年月日」の欄は、最初の□には下表から該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記載するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

〔記入例〕

H

0	1
---	---

 年

0	8
---	---

 月

0	7
---	---

 日
 [平成元年8月7日の場合]

M	明治	S	昭和
T	大正	H	平成

- ⑤ 「役名コード」の欄は、下表から該当する役名のコードを記入すること。

- ア 個人の場合には記入しないこと。
 イ 代表取締役が複数存在するときには、そのすべての者について「01」と記入すること。
 ウ 農業協同組合法等に基づく代表理事の場合には「01」を記入すること。
 エ 商法第188条第2項第9号の規定に基づき登記された共同代表については、「10」を記入すること。

0 1 代表取締役（株式会社）	0 4 代表社員（持分会社）	1 3 代表執行役（株式会社）
0 2 取締役（株式会社）	0 5 社員（持分会社）	1 4 執行役（株式会社）
0 3 監査役（株式会社）	0 7 理事	0 9 その他
1 5 会計参与（株式会社）	0 8 監事	

- ⑤ 「登録番号」の欄は、宅地建物取引士である場合にのみ、その登録番号を記入すること。この場合、登録を受けている都道府県知事については、上記②の表から該当するコードを記入すること。ただし、北海道知事の登録を受けている場合は、51～64のうち該当するコードを記入すること。また、登録番号に「選考」とある場合にのみ最後の□に「1」を記入すること。

〔記入例〕

3	2	1	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---

〔島根県知事登録第100000号の場合〕

⑥ 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1文字分空けて左詰で記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も姓と名の間に1文字分空けて左詰で記入すること。

⑦ 「所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備え付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により該当する市区町村コードを記入すること。

⑧ 「所在地」の欄は、⑦により記入した所在地市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」をそれぞれー（ダッシュ）で区切り、上段から左詰で記入すること。

〔記入例〕

殿	町	1	ー	1				
---	---	---	---	---	--	--	--	--

2 第一面関係

① (1)から(6)までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。

② 商号又は名称の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰で記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「商号又は名称」の欄も、上段から左詰で記入すること。

③ 項番12の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより作成すること。

ア 代表者の交代があった場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

イ 代表者の氏名に変更があった場合

「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

3 第二面関係

項番21の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより作成すること。

ア 代表者以外の役員に交代があった場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

イ 代表者以外の役員に新たな者を追加した場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記入すること。

ウ 代表者以外の役員を削減した場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記入すること。

エ 代表者以外の氏名に変更があった場合

「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

4 第三面関係

① 第三面は、項番30の事務所ごとに作成すること。

② 「事務所の別」の欄は、該当する番号を記入すること。

③ 項番30の「事務所の別」及び「事務所の名称」の欄は、その辺項の有無にかかわらず、変更前の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。ただし、事務所を新設した場合は、当該事務所の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。

④ 項番31の届出は、次の区分に応じ、それぞれ次の当該区分に定めるところにより作成すること。

ア 事務所を新設した場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記入すること。

イ 事務所を廃した場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記入すること。

ウ 事務所の名称及び所在地に変更があった場合

「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

⑤ 「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれー（ダッシュ）で区切り、左詰で記入すること。

〔記入例〕

0	8	5	2	ー	9	9	ー	9	9	9	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

⑥ 「従事する者の数」欄は、右詰めで記入すること。

⑦ 項番32の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより、項番30の事務所ごとに作成すること。

ア 政令第2条の2で定める使用人に交代があった場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

イ 事務所の新設に伴い、政令第2条の2で定める使用人を就任させた場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記入すること。

ウ 事務所の新設に伴い、政令第2条の2で定める使用人を就任させた場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記入すること。

- エ 政令第2条の2で定める使用人の氏名に変更があった場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

5 第四面関係

- ① 第四面は、項番30の事務所ごとに作成すること。
- ② 「事務所の別」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ③ 項番30の「事務所の別」及び「事務所の名称」の欄は、その変更の有無にかかわらず、変更前の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。ただし、事務所を新設した場合は、当該事務所の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。
- ④ 項番41の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより、項番30の事務所ごとに作成すること。
 - ア 専任の宅地建物取引士に交代があった場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。
 - イ 専任の宅地建物取引士に新たな者を追加した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記入すること。
 - ウ 専任の宅地建物取引士を削減した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記入すること。
 - エ 専任の宅地建物取引士の氏名に変更があった場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。